

## 板橋区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）交通費助成要綱

（令和元年 12 月 6 日区長決定）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、東京都が待機児童の解消に資することを目的として実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型。以下「本事業」という。）の利用者が、本事業を利用することに伴い、ベビーシッター事業者（以下「事業者」という。）から請求を受ける交通費について、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、保育所等利用者との金銭的負担の均衡を図るとともに、当該事業の利用を促進することを目的とする。

### （助成対象者）

第 2 条 この要綱による助成を受けることができる者は、板橋区ベビーシッター利用支援事業実施要綱（平成 31 年 2 月 12 日区長決定）第 3 条に定める者のうち、同要綱第 5 条の申請をした後、本事業に基づく居宅保育サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）とする。

### （対象経費）

第 3 条 この要綱による助成の対象となる経費は、本事業の利用に伴い発生する、ベビーシッターが保育対象児童の居宅まで通勤するために要した交通費で、かつ、事業者が利用者に対して請求したものである。

### （助成金額）

第 4 条 助成金の額は、利用実績に応じて、利用者が事業者からの請求に基づき支払った交通費の額とする。ただし、助成額は、児童 1 人あたり月額 20,000 円を上限とする。  
2 前項の助成額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### （助成申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする利用者（以下「申請者」という。）は、助成申請書（別記第 1 号様式）に、事業者が発行した交通費に係る領収書その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

### （交付決定通知等）

第 6 条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、不相当と認めた場合は不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

### （決定の取消し・変更）

第 7 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

（1）申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

( 2 ) 助成要件を満たしていないとき。

( 3 ) その他区長が必要と認めたとき。

( 助成金の返還 )

第 8 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

（宛先）板橋区長

ベビーシッター利用支援事業助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	板橋区  連絡先 ( )	
フリガナ		
保護者氏名		
フリガナ		
児童氏名		
生 年 月 日	年	月 日
利 用 区 分 (いずれかに)	待機児童型	育休1年取得後復職型
請 求 月	年 月分 から	年 月分 まで

- ・ 板橋区ベビーシッター利用支援事業の利用に伴い、事業者から請求を受けた交通費の助成について、領収書を添付して申請します。
- ・ 助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

（個人情報について）

決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する保育施設入所申込み状況その他審査に要する情報を閲覧及び調査することに同意します。

本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。

（フリガナ）

保護者氏名 \_\_\_\_\_

振 込 先	金融機関名								
	支 店 名								
	口 座 番 号	普通口座							
	フリガナ								
	口座名義人								

振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢字3桁をご記入ください。